



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第630号 令和5年9月26日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
436	漁業災害補償法の規定による一定の水域を定める件	水産振興課
437	同	同
438	保安林を指定する件	森林整備課
439	同	同
440	保安林予定森林に関する通知を受けた件	同
441	同	同
442	令和5年度砂利採取業務主任者試験を実施する件	河川整備課

【労働委員会告示】

番号	表題	担当課名
3	地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県病院局職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定した件	

徳島県告示第四百三十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百五条第一項第一号口の規定による一定の水域を次のように定め、令和五年九月二十七日から施行し、平成二十六年徳島県告示第三十七号（漁業災害補償法の規定による一定の水域を定める件）は、同月二十六日限り、廃止する。

なお、この告示の施行の際現に締結されている法第百四条第一号に掲げる漁業に係る漁業共済に係る共済契約の加入区に係る水域は、この告示により定められたそれぞれの加入区に係る水域とみなす。

令和五年九月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

法第百四条第一号に掲げる漁業

一 てんぐさをとる漁業

加入区の名称	加入区の区域	水 域
てんぐさ室撫佐加入区	室撫佐漁業協同組合の地区	共第十四号漁業権の漁場の区域
てんぐさ鳴門町加入区	鳴門町漁業協同組合の地区	共第二十号及び共第二十一号漁業権の漁場の区域
てんぐさ新鳴門加入区	新鳴門漁業協同組合の地区	共第二十一号及び共第三十号漁業権の漁場の区域
てんぐさ里浦加入区	里浦漁業協同組合の地区	共第三十一号漁業権の漁場の区域
てんぐさ和田島加入区	和田島漁業協同組合の地区	共第五十二号漁業権の漁場の区域
てんぐさ阿南中央（今津）加入区	阿南中央漁業協同組合の地区のうち阿南市那賀川町江野島、色ヶ島、芳崎及び今津浦の区域	共第五十三号漁業権の漁場の区域
てんぐさ阿南中央（中島）加入区	阿南中央漁業協同組合の地区のうち阿南市那賀川町中島、上福井、工地及び苅屋、住吉町並びに領家町の区域	共第五十七号漁業権の漁場の区域
てんぐさ福村加入区	福村漁業協同組合の地区	共第六十号、共第六十二号及び共第六十三号漁業権の漁場の区域

てんぐさ中林加入区	中林漁業協同組合の地区	共第六十八号及び共第六十九号漁業権の漁場の区域
てんぐさ椿泊加入区	椿泊漁業協同組合の地区	共第八十六号、共第八十八号、共第九十号、共第九十二号、共第九十三号、共第九十五号、共第一百十七号、共第一百六十二号及び共第一百六十三号漁業権の漁場の区域
てんぐさ阿南加入区	阿南漁業協同組合の地区	共第八十六号、共第八十八号、共第九十号、共第九十三号、共第九十五号、共第一百十七号、共第一百六十二号及び共第一百六十三号漁業権の漁場の区域
てんぐさ伊島加入区	伊島漁業協同組合の地区	共第八十六号、共第八十八号、共第九十号、共第九十三号、共第九十五号、共第一百十七号、共第一百六十二号及び共第一百六十三号漁業権の漁場の区域
てんぐさ伊座利加入区	伊座利漁業協同組合の地区	共第一百七号及び共第一百八号漁業権の漁場の区域
てんぐさ阿部加入区	阿部漁業協同組合の地区	共第二百十号漁業権の漁場の区域
てんぐさ由岐加入区	由岐漁業協同組合の地区	共第二百二十二号漁業権の漁場の区域
てんぐさ木岐加入区	木岐漁業協同組合の地区	共第二百二十九号及び共第三百二十二号漁業権の漁場の区域
てんぐさ日和佐町加入区	日和佐町漁業協同組合の地区	共第三百三十二号及び共第三百三十四号漁業権の漁場の区域
てんぐさ牟岐東加入区	牟岐東漁業協同組合の地区	共第四百十号、共第四百一十一号及び共第四百四十二号漁業権の漁場の区域
てんぐさ牟岐町加入区	牟岐町漁業協同組合の地区	共第四百十七号、共第五百一十一号及び共第五百四十七号漁業権の漁場の区域
てんぐさ鞆浦加入区	鞆浦漁業協同組合の地区	共第五百四十七号、共第五百一十一号及び共第五百四十七号漁業権の漁場の区域
てんぐさ宍喰加入区	宍喰漁業協同組合の地区	共第五百四十七号及び共第五百五十七号漁業権の漁場の区域

二 あわび（とこぶしを含む。）をとる漁業

加入区の名称	加入区の区域	水域
あわび北灘加入区	北灘漁業協同組合の地区	共第一号漁業権の漁場の区域
あわび北泊加入区	北泊漁業協同組合の地区	共第七号及び共第九号漁業権の漁場の区域
あわび堂浦加入区	堂浦漁業協同組合の地区	共第九号漁業権の漁場の区域
あわび室撫佐加入区	室撫佐漁業協同組合の地区	共第十四号漁業権の漁場の区域
あわび鳴門町加入区	鳴門町漁業協同組合の地区	共第二十号及び共第二十一号漁業権の漁場の区域
あわび新鳴門加入区	新鳴門漁業協同組合の地区	共第二十一号及び共第三十号漁業権の漁場の区域
あわび里浦加入区	里浦漁業協同組合の地区	共第三十一号及び共第三十五号漁業権の漁場の区域
あわび長原加入区	長原漁業協同組合の地区	共第三十八号及び共第四十号漁業権の漁場の区域
あわび川内加入区	川内漁業協同組合の地区	共第四十号漁業権の漁場の区域
あわび和田島加入区	和田島漁業協同組合の地区	共第五十二号漁業権の漁場の区域
あわび阿南中央（中島）加入区	阿南中央漁業協同組合の地区のうち阿南市那賀川町中島、上福井、工地及び苅屋、住吉町並びに領家町の区域	共第五十七号、共第六十号及び共第六十三号漁業権の漁場の区域
あわび福村加入区	福村漁業協同組合の地区	共第六十号、共第六十二号及び共第六十三号漁業権の漁場の区域
あわび中林加入区	中林漁業協同組合の地区	共第六十八号及び共第六十九号漁業権の漁場の区域
あわび阿南中央（大潟）	阿南中央漁業協同組合の地区	共第七十二号漁業権の漁場の区域

あわび宍喰加入区	あわび輗浦加入区	あわび牟岐町加入区	あわび牟岐東加入区	あわび日和佐町加入区	あわび木岐加入区	あわび由岐加入区	あわび阿部加入区	あわび伊座利加入区	あわび伊島加入区	あわび阿南加入区	あわび椿泊加入区	あわび橋町加入区	（加入区） 区のうち阿南市大瀨町の区 域
宍喰漁業協同組合の地区	輗浦漁業協同組合の地区	牟岐町漁業協同組合の地区	牟岐東漁業協同組合の地区	日和佐町漁業協同組合の地区	木岐漁業協同組合の地区	由岐漁業協同組合の地区	阿部漁業協同組合の地区	伊座利漁業協同組合の地区	伊島漁業協同組合の地区	阿南漁業協同組合の地区	椿泊漁業協同組合の地区	橋町漁業協同組合の地区	
共第百五十四号及び共第百五十七号漁	共第百四十七号、共第百五十一号及び共第百五十四号漁業権の漁場の区域	共第百四十二号漁業権の漁場の区域	共第百四十号、共第百四十一号及び共第百四十二号漁業権の漁場の区域	共第百三十二号及び共第百三十四号漁業権の漁場の区域	共第百二十九号及び共第百三十二号漁業権の漁場の区域	共第百二十二号漁業権の漁場の区域	共第百二十号漁業権の漁場の区域	共第百十七号及び共第百十八号漁業権の漁場の区域	共第百八十四号、共第百八十六号、共第百八十八号、共第百九十号、共第百九十三号、共第百九十五号、共第百九十七号、共第百六十二号及び共第百六十三号漁業権の漁場の区域	共第百八十四号、共第百八十六号、共第百八十八号、共第百九十号、共第百九十二号、共第百九十三号、共第百九十五号、共第百九十七号、共第百六十二号及び共第百六十三号漁業権の漁場の区域	共第百八十四号、共第百八十六号、共第百八十八号、共第百九十号、共第百九十二号、共第百九十三号、共第百九十五号、共第百九十七号、共第百六十二号及び共第百六十三号漁業権の漁場の区域	共第七十二号、共第七十七号、共第七十九号、共第八十一号及び共第八十四号漁業権の漁場の区域	

業権の漁場の区域

徳島県告示第四百三十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号。以下「法」という。）第一百八条第一項並びに漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十五条第一項及び第二項の規定により一定の水域を次のように定め、令和五年九月二十七日から施行し、平成三十年徳島県告示第五百五十八号（漁業災害補償法の規定による一定の水域を定める件）は廃止する。

令和五年九月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

法第百十四条に規定する漁業

一 小割り式一年魚はまち養殖業、小割り式二年魚はまち養殖業、小割り式三年魚はまち養殖業、小割り式一年魚たい養殖業、小割り式二年魚たい養殖業、小割り式三年魚たい養殖業、小割り式さけ・ます養殖業、小割り式一年魚ふぐ養殖業、小割り式二年魚ふぐ養殖業、小割り式三年魚ふぐ養殖業、小割り式一年魚かんぱち養殖業、小割り式二年魚かんぱち養殖業、小割り式三年魚かんぱち養殖業、小割り式一年魚すずき養殖業、小割り式二年魚すずき養殖業、小割り式三年魚すずき養殖業、小割り式二年魚ひらまさ養殖業、小割り式三年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式一年魚しまあじ養殖業、小割り式二年魚しまあじ養殖業、小割り式三年魚しまあじ養殖業、小割り式五年魚まはた養殖業、小割り式すざ養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式二年魚めばる養殖業、小割り式三年魚めばる養殖業、小割り式四年魚めばる養殖業及び小割り式かわはぎ養殖業

加入区の名称	区 域
北灘第一加入区	区第三号漁業権の漁場の区域
北灘第二加入区	区第五号漁業権の漁場の区域
北灘第三加入区	区第七号漁業権の漁場の区域
北灘第四加入区	区第十号漁業権の漁場の区域
北灘第五加入区	区第十二号及び区第三百三十号漁業権の漁場の区域
日出湾第一加入区	区第十四号漁業権の漁場の区域
日出湾第二加入区	区第十五号漁業権の漁場の区域
日出湾第三加入区	区第十六号漁業権の漁場の区域

二 にかき養殖業

内海第一加入区	区第三十九号漁業権の漁場の区域
内海第二加入区	区第四十一号漁業権の漁場の区域
内海第三加入区	区第四十二号漁業権の漁場の区域
内海第四加入区	区第四十三号漁業権の漁場の区域
橘湾第一加入区	区第九十二号漁業権の漁場の区域
橘湾第二加入区	区第九十三号漁業権の漁場の区域
橘湾第三加入区	区第九十四号漁業権の漁場の区域
橘湾第四加入区	区第九十七号漁業権の漁場の区域
橘湾第五加入区	区第九十八号漁業権の漁場の区域
椿泊湾第一加入区	区第九十九号漁業権の漁場の区域
椿泊湾第二加入区	区第一百二号漁業権の漁場の区域
由岐第一加入区	区第一百四号漁業権の漁場の区域
由岐第二加入区	区第一百五号漁業権の漁場の区域
日和佐第一加入区	区第一百六号及び区第一百七号漁業権の漁場の区域
日和佐第二加入区	区第一百八号漁業権の漁場の区域
浅川加入区	区第一百十号、区第一百十一号、区第一百十二号及び区第一百十三号漁業権の漁場の区域
那佐湾加入区	区第一百十四号、区第一百十五号及び区第一百十六号漁業権の漁場の区域
水床加入区	区第一百十七号漁業権の漁場の区域
竹ヶ島加入区	区第一百十八号漁業権の漁場の区域

加入区の名称	区 域
北灘加入区	区第四百十一号漁業権の漁場の区域
内海第一加入区	区第四十号漁業権の漁場の区域
内海第二加入区	区第四十四号漁業権の漁場の区域
内海第三加入区	区第四十五号漁業権の漁場の区域
内海第四加入区	区第四十六号漁業権の漁場の区域
内海第五加入区	区第四十七号漁業権の漁場の区域
内海第六加入区	区第三百三十三号漁業権の漁場の区域
内海第七加入区	区第三百三十四号漁業権の漁場の区域
内海第八加入区	区第四百十二号漁業権の漁場の区域
内海第九加入区	区第四百十三号漁業権の漁場の区域
和島第一加入区	区第四百十四号漁業権の漁場の区域
和島第二加入区	区第四百十五号漁業権の漁場の区域
阿南中央加入区	区第四百十六号漁業権の漁場の区域
福村加入区	区第三百三十七号漁業権の漁場の区域
椿泊加入区	区第二百二十六号漁業権の漁場の区域
由岐加入区	区第四百四十七号漁業権の漁場の区域
日和佐第一加入区	区第四百四十八号漁業権の漁場の区域
日和佐第二加入区	区第四百四十九号漁業権の漁場の区域
日和佐第三加入区	区第五百十号漁業権の漁場の区域

那佐湾加入区	浅川加入区	日和佐第五加入区	日和佐第四加入区
区第四百十号漁業権の漁場の区域	区第五百十四号漁業権の漁場の区域	区第五百十二号漁業権の漁場の区域	区第五百十一号漁業権の漁場の区域

徳島県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和五年九月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林の所在場所

名東郡佐那河内村上字大川原五の一六四、五の一六五、五の一六九、五の一七〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大川原五の一六四・五の一六五・五の一六九・五の一七〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び佐那河内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和五年九月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林の所在場所

勝浦郡上勝町大字傍示字川西二二〇の三、二二二の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字川西二二〇の三・二二二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第四百四十号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和五年九月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町阿津江字黒滝山一の一、八の一、八の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒滝山一の一・八の一・八の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。

）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第四百四十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和五年九月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町坂州字後谷一の二、四の五

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第四百四十二号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき、令和五年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和五年九月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 試験の日時
令和五年十一月十日（金曜日）午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁十一階一〇四会議室
- 三 受験願書の受付期間
令和五年十月十六日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月二十七日までの消印があれば受け付ける。
- 四 受験願書の用紙の請求先
徳島県県土整備部河川整備課、徳島県東部県土整備局及び徳島県総合県民局県土整備部
- 五 受験願書の提出先
徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部河川整備課
- 六 受験手続
受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）様式第九によるもの）に写真（受験願書提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出すること。
- 七 受験手数料
八千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）
- 八 その他
この試験についての問合せは、徳島県県土整備部河川整備課（電話 八八 六二二 二五七一）へすること。

徳島県労働委員会告示第三号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、徳島県病院局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を令和五年九月十四日認定したので、次のとおり告示し、令和四年徳島県労働委員会告示第一号（地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県病院局職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件）は、廃止する。

令和五年九月二十六日

徳島県労働委員会会長 豊 永 寛 二

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
本局	<ul style="list-style-type: none"> 一 病院事業管理者の職にある者 二 局長、副局長、課長、政策調査幹、副課長及び課長補佐の職にある者 三 総務課の人事、給与又は労務を担当する係長、主任、主任主事及び主事の職にある者 四 経営改革課の係長（担当リーダーである係長に限る。）の職にある者
徳島県立中央病院	<ul style="list-style-type: none"> 一 病院長及び副院長の職にある者 二 事務局長、事務局次長及び課長（労務を担当する課長に限る。）の職にある者 三 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 四 薬剤局長及び薬剤局次長の職にある者 五 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 六 看護局長及び看護局次長の職にある者
徳島県立三好病院	<ul style="list-style-type: none"> 一 病院長及び副院長の職にある者 二 事務局長及び事務局次長の職にある者 三 医療局長及び部長の職にある者 四 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 五 看護局長及び看護局次長（二人以上の看護局次長が置かれている場合）の職にある者
徳島県立徳部病院	<ul style="list-style-type: none"> 一 病院長及び副院長の職にある者 二 事務局長及び事務局次長の職にある者 三 医療局長及び医療局次長の職にある者 四 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 五 看護局長及び看護局次長の職にある者